

1ページの「確定申告はインターネットで市県民税申告は郵送での提出にご協力を」の続きです

開場 午前8時30分
受付 午前9時～正午・午後1時～3時
(提出のみは午後4時まで)

※混雑状況により受付終了時間前でも受け付けを締め切る場合があります。

申告会場 市役所第4庁舎1階 第4会議室
市役所で市県民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、市内在住の方で確定申告が不要でも令和4年中に次のようなケースに該当する方は、市県民税の申告をする必要があります。

- ・給与所得者で、勤務先が給与支払報告書を市役所に提出していない。
・給与所得以外に所得があった。
・公的年金所得以外に所得があった。
・公的年金受給者で医療費控除や生命保険料控除を受けたい。また、扶養控除を新たに追加したい。
・所得がなかった方で誰の扶養にもなっていない、または別世帯、市外の方の扶養になっている。
・上場株式などに係る配当所得などで、市県民税の計算で異なる課税方式を選択する。

※この申告は令和5年度の市県民税の課税資料になるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定基礎になりますので、収入がない場合でも申告してください。

※申告の必要な方が未申告の場合、高等学校等就学支援金制度の申請や資金融資などを受けたいときに必要な税務証明を発行することができません。
※申告書などを提出する際に、控えが必要な方は必ずその場で申し出てください。後日、交付することはできません。

年金所得者の方へ

公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告の義務はありませんが、所得税等が還付となる方は、確定申告をすると還付を受けることができます。ただし、市県民税の計算で扶養される方が公的年金の源泉徴収票に記入がなく新たに扶養控除を追加したい、また医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市県民税の申告が必要です。

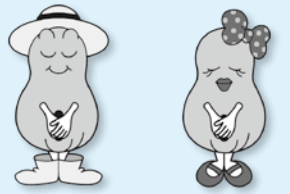
市県民税の申告書は郵送提出で

確定申告の必要がなく、市県民税の申告書を提出する方は、ご自身で申告書を作成し、課税課へ郵送での提出にご協力をお願いします。

市県民税申告書の提出先

〒289-1192
八街市八街ほ35番地29
八街市役所課税課

☎課税課 443-1116



記号の見方

時日時

場会場

内内容

対対象

定定員

費費用

申申し込み

締締め切り

持持ち物

問問合わせ

444-0815

FAX

444-0815

公共施設予約システム(インターネット予約)が始まります

4月1日(土)から中央公民館・スポーツプラザ・市営グラウンド・市営キャンプ場の公共施設は、パソコンやスマートフォンなどから予約ができる「公共施設予約システム(インターネット予約)」が始まります。

- 場中央公民館
○スポーツプラザ
時3月15日(水)
午前9時30分～
場スポーツプラザ
○市営グラウンド・市営キャンプ場
時3月15日(水)
午後1時30分～

お問い合わせ先
中央公民館に関する事
中央公民館
443-3225

今まで窓口で行っていた空き状況の確認や施設予約の申請などが、予約システムを利用することにより24時間いつでも行うことができるようになります。

「公共施設予約システム(インターネット予約)」を開始するにあたり、利用者向け説明会を実施します。
○中央公民館
時3月16日(木)
①午前10時～
②午後2時～

介護予防教室に参加しませんか

いつまでも自分らしい生活を送れるように、運動や栄養・口腔の健康について学んでみませんか。

時Aコース

①2月21日(火)②3月1日(水)

Bコース

①3月10日(金)②3月16日(木)

各日午後1時30分～4時30分

場中央公民館

65歳以上で身の回りのことが自分でできる方

定各コース30人

無料
申込期限 2月8日(水)
※どちらかのコースで申し込みにください。
※応募多数の場合は、抽選となり、抽選結果を2月10日(金)頃に発送します。
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。

お申し込み・問い合わせ先

地域包括支援センター
443-1207

地域づくりのつなぎ役となる『協働のまちづくりコーディネーター』を募集

市では、市民・市民活動団体・事業者・行政などのまちづくりに関する取り組みのつなぎ役となる「協働のまちづくりコーディネーター」を募集しております。

報の収集、提供および発信
・地域資源のコーディネーター
・八街市協働のまちづくり推進計画に掲げる事業
※4～5月(毎週火・木曜日)に専門員による業務に関する研修を行い、その後も専門員が不定期に支援します。

地域に根差したコーディネーターとして、八街市のまちづくりと人との組織の想いをつなぐ活動に関心のある方、社会課題解決に向けて積極的にアプローチしたい方の応募をお待ちしております。

応募資格・必要な技能
・一般的な事務処理能力を有すること(ワード、エクセル、インターネットやメールなどの使用を含む)
・社会常識を有し、接客対応力、コミュニケーション能力があること
・普通自動車運転免許を保有していること(AT可)

勤務日時
月曜～金曜日
午前9時～午後5時
※週2～3日のシフト制
※土・日曜日不定期出勤あり
※週1回の定例会議に参加
給料 時給1005円
※条件に応じて別途、期末手当・通勤手当の支給あり。

応募書類 申込書(写真貼付)
・小論文800字程度でテーマは「コーディネーターとして私がやりたいこと」として私がやりたいこと
応募方法 応募書類を持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで2月28日(火)までに市民協働推進課へ提出してください。

業務内容
・市民等からのまちづくりに関する相談対応
・市職員からの市民との協働事業に関する相談対応
・市民等によるまちづくりに関する情報の収集、提供及び発信
・まちづくりに活かすことのできる地域資源に関する情

選考方法 書類審査および面接により選考します。
応募結果 文書で通知します。
市民協働推進課
〒289-1192
八街市八街ほ35番地29
312-1140
444-0815
shiminkyodo@city.yachimata.jp